

## 富谷市太陽光発電等設置支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富谷市太陽光発電等設置支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施期間)

第2条 この要綱の実施期間は、施行の日から令和11年3月31日までとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 定置用蓄電池 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて使用することができる定置用の蓄電池をいう。
- (3) 家庭用燃料電池（エネファーム） 都市ガス、LPGガス等から燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させ、電力及び熱に変換する設備をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条の規定による申請日において富谷市の住民基本台帳に記載されており、自ら居住する市内の住宅（申請者または申請者と生計を同一にする者によって、住宅として使用されているもの。店舗等の併用住宅を含み、長屋又は共同住宅を除く。）に対象設備を新規に設置又は増設する者であること。
- (2) 市税等について、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に滞納がないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有していないこと。

### (補助対象)

第5条 補助金の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（定置用蓄電池と同時に設置されたものに限る。）
- (2) 定置用蓄電池（蓄電池のみの設置に限る。）
- (3) 家庭用燃料電池（エネファーム）

### (補助金額等)

第6条 対象設備の導入に係る補助金額等は、別表に定めるものとする。

2 補助金の交付を受けられる回数は、同一住宅の同一設備につき1回限りとする。

### (交付申請)

第7条 申請者は、富谷市太陽光発電等設置支援補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請は、規則第 12 条の規定による実績報告とみなす。
- 3 市長は、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったとき（郵送の場合は、当日消印有効）は、当該交付申請を行った者について抽選を行い、予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（代行者による申請）

- 第 8 条 申請者は、前条の規定による申請を行うことについて、代行者を選任し、委任することができる。
- 2 前項の規定により、代行者を選任し、委任する場合は、富谷市太陽光発電等設置支援補助金申請事務代行者選任届（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。
  - 3 代行者は、委任された手続を、遅滞なく実施するものとする。

（交付決定及び通知）

- 第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、富谷市太陽光発電等設置支援補助金交付決定兼交付金額確定通知書（様式第 3 号）を、不交付を決定したときは、富谷市太陽光発電等設置支援補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）をそれぞれ申請者あて通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（財産の処分の制限）

- 第 10 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付を受けた設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める法定耐用年数を経過する前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 2 交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは、富谷市太陽光発電等設置支援補助金に係る財産処分届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定により届出があったときは、富谷市太陽光発電等設置支援補助金に係る財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

（決定の取り消し及び補助金の返還）

- 第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富谷市太陽光発電等設置支援補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第 7 号）により、当該補助金の交付の決定を取

り消された者に通知し、補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

対象設備	補助金の額	導入日の定義	交付要件等
住宅用太陽光発電システム	1件あたり 4万円	電力需給契約による電力受給開始日	(1) 定置用蓄電池を同時設置していること。 (2) 電力会社と電力需給契約を締結していること。 (3) 契約電池の最大出力が1kWh以上10kWh未満であること。
定置用蓄電池	1件あたり 3万円	保証書、領収書等に記載の引き渡し日	(1) 太陽光発電システムと接続していること。 (2) 蓄電池容量が1kWh以上であること。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	1件あたり 3万円	保証書、領収書等に記載の引き渡し日	(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録及び登録された機器と同等の性能を有する機器であること。